先進船舶の対象範囲を定める告示

第一条　海上運送法施行規則（以下「規則」という。）第四十二条の八第一号に規定する物質は、次に掲げる物質とする。

一　液化天然ガス

二　液化石油ガス

三　水素ガス

第二条　規則第四十二条の八第二号に規定する技術は、インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）とする。

○国土交通省告示第八百八十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十第一項の規定に基づき、先進船舶の導入等の促進に関する基本方針を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

先進船舶の導入等の促進に関する基本方針

１．先進船舶の導入等の促進の意義及び目標に関する事項

⑴　先進船舶の導入等の促進の意義

四面を海に囲まれた我が国において、外航海運は輸出入貨物の99.6％、内航海運は国内貨物の約４割、産業基礎物資の約８割の輸送を担うとともに、国内海上輸送は年間約９千万人が利用しており、海運業は我が国の経済、国民生活に大きな役割を果たしてきた。

また、1956年以降、ほぼ半世紀にわたり新造船建造量シェア世界１位を維持し、ピーク時には50％のシェアを有していた我が国造船業は、地域に根差した産業として地方の経済成長と雇用を支えるとともに、主要な輸出産業として我が国の国内総生産向上や貿易収支の改善に寄与してきた。さらに、世界の現存船の約３割は日本建造船であり、世界の海上輸送を支える、安全で高性能・高品質な船舶を供給し、世界の海上輸送の安全性、効率性の向上及び環境負荷の低減に多大な貢献を果たしてきた。

このような海運業、造船業等の海事産業は、我が国の経済を持続的に支える基幹産業であり、今後とも複雑化・高度化する海運市場及び国際的な環境規制に対応しながら、その活性化及び国際競争力の維持・強化を図っていく必要がある。これまで、我が国海事産業は高い省エネルギー性能の船舶など高品質の製品やサービスを供給することにより、国際競争の中で優位性を保ってきたが、中国、韓国等他国においても省エネルギー性能に優れた船舶の開発、建造及び導入が進みつつあり、将来にわたって優位性を保つことができなくなる可能性が懸念される。このため、引き続き我が国の強みである技術力を向上させ、省エネルギー性能以外の安全性能、環境性能等に視野を広げ、常に「先進的な技術」に挑戦することにより、新たな差別化の軸を確立する必要がある。

このように、先進的な技術を活用し、船舶への乗組み基準の合理化を含めた航行の安全性若しくは効率性の向上、快適性の確保又は環境負荷の低減に資する先進船舶を研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）することによって、競争の激しい国際市場で我が国海事産業が大きく発展していくことが期待できる。

⑵　先進船舶の導入等の促進の目標

我が国海事産業の国際競争力の維持・強化、海運分野における環境負荷の低減などの実現に資するため、2025年までに先進船舶を250隻導入することを目標とする。当該目標の達成に向けた取組みは、我が国造船業の売上げを６兆円に伸ばすとともに、世界における我が国新造船の建造量シェア約30％の獲得に寄与する。

２．先進船舶の導入等の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

⑴　基本的な考え方

①　施策の基本的な方向性

政府は、我が国海事産業の活性化及び国際競争力の維持・強化の実現に向け、船舶運航事業者等（船舶運航事業者、造船事業者、舶用工業事業者その他の者であって先進船舶の導入等を行おうとするものをいう。以下同じ。）が船舶への乗組み基準の合理化を含めた航行の安全性若しくは効率性の向上、快適性の確保又は環境負荷の低減に資する高付加価値な製品やサービスを船舶の生涯にわたって提供することを可能とする先進船舶の導入等を促進していく上で必要となる、基準・規格の策定、技術開発の支援、共通インフラの整備等の環境整備を推進する。

②　施策の総合的な推進

先進船舶の導入等を円滑に進める上で、海事産業内の連携のみならず、情報通信業を営む者や代替燃料を供給する事業を営む者等（以下「その他関係事業者等」という。）との連携を欠かすことはできない。このため、政府は関係する団体・機関等と協力して、船舶運航事業者等に対して、行政手続及び支援制度の周知に取り組むとともに、その他関係事業者等との連携強化の促進に努めるものとする。

⑵　個別の分野における施策の方向性

今般、海上ブロードバンド通信の発展や技術革新により、船舶・舶用機器のインターネット化（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用できる状態をいう。以下「IoT」という。）やビッグデータ解析等を活用した安全性・効率性・快適性に優れた船舶（以下「IoT活用船」という。）や、液化天然ガス等の環境に優しい代替燃料に対応した船舶（以下「代替燃料船」という。）の実現が可能となったところである。

他国においても、海上ブロードバンド通信の環境整備がなされることを前提として、陸上からの遠隔操船や設備等の常時状態監視、機関等の故障予知・予防、機械によって自律的に操船される技術等を用いた船舶等に関する研究開発が進行している。

また、国際的な船舶からの排出ガス規制の強化や液化天然ガスの経済性の向上に伴い、重油と比べて排出ガスがクリーンな液化天然ガスに燃料の転換が進むことが見込まれており、排出ガス規制が先行する北米・欧州を中心とした一部の地域では、既に液化天然ガス燃料に対応した船舶が出現している。

このような近年の技術の進展や国際状況を踏まえ、競争の厳しい国際海運や造船市場で我が国海事産業が勝ち残ることができるよう、世界に先んじて先進船舶の導入等を促進するため、以下の支援を行うことが必要である。

①　IoT活用船の方向性

将来の自動運航船の実現を目指し、IoT・ビックデータを利活用した新たな技術を我が国主導で普及させるため、船舶の設備、航行等に係る国際基準・規格の策定、国内基準の整備を図るとともに、新たな技術の研究開発を支援することにより、基準・規格の策定と技術開発を一体的に推進する。これにより、船舶への乗組み基準の合理化を含めた航行の安全性・効率性・快適性を船舶の生涯にわたって大幅に改善する船舶・舶用機器・サービスを提供するなど「新たな付加価値」の創出を進める。

②　代替燃料船の方向性

液化天然ガス燃料船の導入を支援するとともに、港湾当局や事業者と協力し、液化天然ガス等の代替燃料の供給拠点の整備や新たな代替燃料船の安全基準の整備などを一体的に推進する。

これにより、社会的ニーズや荷主及び旅客のニーズに対応した環境性能を飛躍的に向上させた船舶の普及を図る。

３．船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

⑴　先進船舶の導入等を実施する者の意思統一等

先進船舶導入等計画を申請する者は、その一貫性、一体性を確保するため、緊密に意思統一を図ることが必要である。IoT活用船では、情報通信技術を搭載した機器の研究開発、船舶への機器の搭載、実船での実証試験等の業務を分担して実施する場合が想定される。代替燃料船では、燃料の供給、対応主機の搭載、実船での実証試験等の業務を分担して実施する場合が想定される。これら業務の一体性を確保できるよう十分配慮して、先進船舶の導入等を実施するものとする。